東京理科大学法学 2 (第 4 テーマ)「法思想史の整理③ドイツの法実証主義」 担当:理一教養学科准教授 神野潔 (JINNO, Kiyoshi)

1 歴史法学の隆盛と法実証主義

- イギリスとは大きく異なるプロセス(歴史法学の登場→実定法一元論)
- ・ドイツは数多くの小さなラントの連合体であり、法的にも統一性を持たない混乱した状態→フランス民法典、オーストリア民法典、プロイセン一般ラント法等のどれを統一法典として採用するべきか、あるいは、新たな統一法典を編纂するべきかなどが議論されていた

2 F.サヴィニー (1779年-1861年)

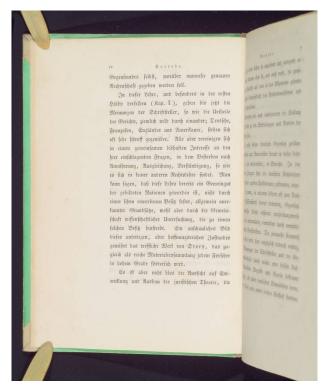


- ◎<u>『立法と法学に対する現代の使命について』</u> (1814 年) …A.ティボー (1772 年 − 1840 年) の『ドイツー般民法典の必要性について』 (1814 年) への反論
- ・ティボーの理論…自然法理論をベースにした、ドイツ全土に渡る統一的な民法の制定を主張
- ・サヴィニーの反論…法は民族共通の確信によって生み出されるもの
- ◎歴史法学…法は立法者の意思によって定められるものではなく、<u>言語と同様に民族の確信によっ</u>て生成・発展するもの、法の民族性・歴史性を具体的に重視
- ・文化の発達→その民族の法文化の代表者(法律家)の努力による法の発展
- ・有機的な法発展が進展した段階なら、法典編纂も可能(むやみな制定は法の発展を妨害する行為、 法の体系的・歴史的研究が不十分な状態では、法典編纂の時が来たとは言えない)
- ・ <u>『歴史法学雑誌』</u>の刊行→歴史法学の創始者
- ⇒ヨーロッパにおける国民国家の形成と結び付き、ドイツを超えて広くヨーロッパ・日本に影響 (例:メイン、穂積陳重)

◎ロマニステンとゲルマニステン

- ・サヴィニーの考察対象はローマ法 (ドイツの固有法であるゲルマン法ではない)
- ・ドイツではローマ法が継受され、15世紀以降は普通法的な地位に→ローマ法もドイツ民族の固有法の一部だと言える
- ・ローマ法の中からドイツで通用するものを抽出し、それを体系化する作業も \rightarrow 『現代ローマ法体系』(1840年-1849年)
- ⇒実定法を研究することによって自然法を考察の対象外にし、法実証主義の成立を進めた
- \Rightarrow ローマ法の歴史的研究を進めるロマニステン(例:G.プフタ)、ゲルマン法の考察に身を投じるゲルマニステン(例:J.グリム 1785-1863)の登場





『現代ローマ法体系』8巻(1849年、桐蔭学園所蔵)

3 G.プフタ (1798年-1846年)



- ・サヴィニーからローマ法の研究を継承
- ・歴史的方法よりも体系的研究(ローマ法の精密な体系化)を重視
- ◎<u>概念法学</u>…実定法の完全性・自己完結性・<u>無欠缺性</u>の確信、実定法体系の論理的操作のみで、紛争を処理することができる
- ・社会の現実とは無関係に、法を統一的で体系的に構成することが法学の使命である
- ・裁判官の役割は可能な限り小さくし、自由な法解釈は行わせない(論理的操作のみで、具体的な事例を概念体系に包摂することだけを行う)→裁判官はそれを行う機械
- ◎『パンデクテン教科書』(1838年)…矛盾・欠缺のないものと想定された実定法(慣習法・制定法・学問の法)の中で、演繹的推論によって法命題を提示する

◎プフタの影響と批判

- ・産業革命の進展とともに予測可能性と法的安定性が求められたドイツの社会状況と結び付く
- ⇒ドイツ民法典(1896年)は概念法学の一つの到達点
- ⇒日本民法や日本の法学者への影響(鳩山秀夫 1884年-1946年など)
- ・R.イェーリング (1818年-1892年) は『法律学における冗談と本気』 (1884年) でプフタを「概念天国の住人」と批判(プフタの法理論は現実とかけ離れた形式的なもの)
- ⇒自由法学の登場を促す